秋田県下水道事業財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

秋田県知事　佐　竹　敬　久

秋田県規則第三十号

秋田県下水道事業財務規則の一部を改正する規則

秋田県下水道事業財務規則（令和二年秋田県規則第二十六号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
（決裁区分） 第四条　財務に関する事務のうち、知事の決裁事項（決裁を要する事項をいう。以下この条及び次条において同じ。）及び副知事、建設部長（以下この条から第六条までにおいて「部長」という。）、課長又は下水道マネジメント推進課経理チームリーダー（以下この条及び第六条において「チームリーダー」という。）の専決事項（専決の処理ができる事項をいう。以下この条及び第六条において同じ。）は、次の表に掲げるとおりとする。ただし、特異の事項にあっては、副知事の専決事項にあっては知事の、部長の専決事項にあっては副知事の、課長の専決事項にあっては部長の、チームリーダーの専決事項にあっては課長の決裁を得なければならない。	（決裁区分） 第四条　財務に関する事務のうち、知事の決裁事項（決裁を要する事項をいう。以下同じ。）及び副知事、建設部長（以下「部長」という。）、課長又は下水道マネジメント推進課経理班長（以下「班長」という。）の専決事項（専決の処理ができる事項をいう。以下同じ。）は、次の表に掲げるとおりとする。ただし、特異の事項にあっては、副知事の専決事項にあっては知事の、部長の専決事項にあっては副知事の、課長の専決事項にあっては部長の、班長の専決事項にあっては課長の決裁を得なければならない。

事項						
知事の決裁事項	副知事の専決事項	部長の専決事項	課長の専決事項	チームリーダーの専決事項		
㈠～㈢　略	略	略	略	略		略
㈣　工事以外に関する支出負担行為伺	略	略	略	略		略

事項						
知事の決裁事項	副知事の専決事項	部長の専決事項	課長の専決事項	班長の専決事項		
㈠～㈢　略	略	略	略	略		略
㈣　工事以外に関する支出負担行為伺	略	略	略	略		略

（支出負担行為伺兼支出伝票により行うものを除く。）及び契約締結伺並びにその変更に関すること。					
㈣　工事以外に関する支出負担行為伺（支出負担行為伺兼支出伝票により行うものに限る。）及びその変更に関すること。	略	略	略	略	略
㈤～㈦　略	略	略	略	略	略
㈧　納入通知及び支出命令に関すること。					
㈨　物品の受入通知及び払出通知に関すること。					
㈩～(十三)　略	略	略	略	略	略

ダーの専決事項以外の事項で一件の金額五百万円未満	チーム・リーダーの専決事項以外の事項	略	チーム・リーダーの専決事項以外の事項	略	チーム・リーダーの専決事項以外の事項
	略		略		略

（支出負担行為伺兼支出伝票により行うものを除く。）及び契約締結伺並びにその変更に関すること。					
㈣　工事以外に関する支出負担行為伺（支出負担行為伺兼支出伝票により行うものに限る。）及びその変更に関すること。	略	略	略	略	略
㈤～㈦　略	略	略	略	略	略
㈧　納入通知及び支出命令に関すること。					
㈨　物品の受入通知及び払出通知に関すること。					
㈩～(十三)　略	略	略	略	略	略

の専決事項以外の事項で一件の金額五百万円未満	班長・　の専決事項以外の事項	略	班長・　の専決事項以外の事項	略	班長・　の専決事項以外の事項
	略		略		略

（専決事項の代決）

第六条　略

２・３　略

４　課長が不在の場合においては、その専決事項についてチームリーダー（チームリーダーが不在のときは、上席主幹、主幹、副主幹又は主査（次項において「上席主幹等」という。）で下水道マネジメント推進課経理チームに属する者のうち、課長が指定するもの）が代決することができる。

５　チームリーダーが不在の場合においては、その専決事項について課長が代決することができる。この場合において、課長が不在のときは、チームリーダーが指定する上席主幹等が代決することができる。

別表　勘定科目表（第８条関係）

１　収益

款	項	目	節
下水道事業収益			
	略		
		略	
	営業外収益		
		略	
		雑収益	
		略	
			財産使用料
			貸倒引当金戻入
			略
	略		
		略	

２～５　略

（専決事項の代決）

第六条　略

２・３　略

４　課長が不在の場合においては、その専決事項について班長（班長が不在のときは、上席主幹、主幹、副主幹又は主査（以下この条において「上席主幹等」という。）で下水道マネジメント推進課経理班に属する者のうち、課長が指定するもの）が代決することができる。

５　班長が不在の場合においては、その専決事項について課長が代決することができる。この場合において、課長が不在のときは、班長が指定する上席主幹等が代決することができる。

別表　勘定科目表（第８条関係）

１　収益

款	項	目	節
下水道事業収益			
	略		
		略	
	営業外収益		
		略	
		雑収益	
		略	
			財産使用料
			略
	略		
		略	

２～５　略

附　則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。ただし、別表第一号の表の改正規定は、公布の日から施行する。